

# 会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第1回 新座市立学校通学区域審議会	
開 催 日 時	令和3年6月18日(金) 午前・ <del>午後</del> 10時30分から 午前・ <del>午後</del> 11時30分まで	
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎 4階 401・402会議室	
出 席 委 員	新座市立小学校長会会長 新座市立中学校長会会長 新座市立小学校長会副会長 新座市立小学校長会副会長 新座市立中学校長会副会長 新座市町内会連合会会長 新座市町内会連合会副会長 ふれあい地域連絡協議会代表 ふれあい地域連絡協議会代表 ふれあい地域連絡協議会代表 学校教育部長	若林 利明 田中 悟 佐久間 幸代 金澤 勇一 森 聖 清水 由紀子 本間 健悦 吉田 尚次 山崎 正明 脇田 一平 小関 直
事 務 局 職 員	学務課長 同課副課長兼人事・学事係長 同課主任	鶴田 千尋 金子 一人 鈴木 健太
会 議 内 容	1 開会 2 部長あいさつ 3 委員紹介 4 会長、副会長選任 5 議事 (1) これまでの経過等について (2) 今後の推計について (3) その他 6 閉会	

<p style="text-align: center;">会 議 資 料</p>	<p>次第  令和3年度新座市立学校通学区域審議会委員名簿  新座市立学校通学区域審議会条例  資料1 これまでの検討・審議経過等について  資料2 令和3年度在籍児童生徒数（令和3年5月1日現在確定数）  資料3 令和3年度児童・生徒推計表(令和3年5月1日現在)  市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。  資料4 大和田小学校及び第二中学校児童生徒数の将来推計値  市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。  資料5 開発行為等一覧（建築物の用途が住宅に係るもの）  資料6 学区図（小学校）  資料7 学区図（中学校）  資料8 丁目別児童生徒数（令和3年5月1日現在）  市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
<p>公開・非公開の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開  (傍聴者 0人)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>特になし</p>

## 審議の内容

### 1 開会（事務局）

### 2 あいさつ（学校教育部長）・委嘱状の交付

### 3 委員紹介

### 4 会長、副会長選任

新座市立学校通学区域審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長に小関委員（学校教育部長）、副会長に若林委員（新座市立小学校長会会長）が選任される。

### 5 議事

事務局より、資料1に基づき、(1)これまでの経過等について説明を行った。

事務局より、資料2～8に基づき、(2)今後の推計について説明を行った。

事務局 大和田小学校の状況については、令和4年度の学級数が令和3年度の27学級から変動しない推計である。今後6年間においては、徐々に減少していく見込みであるが、一方で、転出入等の人口の変動や区画整理による開発の動向を注視していく必要がある。次に東野小学校は、令和4年度の学級数は令和3年度の24学級から増加し、25学級となる推計である。今後6年間においては、徐々に増加していく見込みであり、教室の転用等の対策をしていく必要がある。また、新座中学校については、令和5年度以降、クラス数が保有教室数を超える推計が示されている。しかし、中学校については、私立学校への進学や指定校変更の影響が大きい。特に、新座中学校の学区域は、隣接する中学校に入学する生徒が多い。そして第二中学校の状況について、令和4年度の学級数は令和3年度の29学級から変動しない推計である。今後6年間においては、徐々に増加していく見込みであり、更に給食室の改修も重なるため、収容できる生徒数に影響が出てくる。なお、その他の学校については、概ね現在の保有教室数で対応が可能と考えている。

開発の状況については、No.1のとおり、第二中学校の学区域に専用住宅35戸の届け出があった。事業者を確認したところ、建築工事完了は未定とのことであった。No.12のとおり、第二中学校の学区域に長屋10戸・共同住宅10戸の届け出があった。事業者を確認したところ、令和4年3月末竣工予定、賃貸の募集は令和3年秋頃予定とのことであった。No.16のとおり、第二中学校の学区域に専用住宅12戸の届け出があった。事業者を確認したところ、建築工事完了は令和4年1月頃、令和3年10月下旬から売り始めるとのことであった。No.18のとおり、新堀小学区・第六中学校の学区域に共同住宅61戸の届け出があった。令和3年12月1日～令和5年6月30日が工事期間となっている。また、対象期間外にも第二中学校の学区域に届け出があった。事業者を確認したところ、ともに竣工・売り始めは未定とのことであった。これにより直ちに教室不足が懸念されることはないと思われるが、今後もこのような開発事業の状況を把握していく必要があると考えている。

通学区域の再編成だが、現状の問題として、第二中学校の生徒数がひっ迫していることに加え、給食室の改修工事の影響で供給できる給食の上限が1千食分となるため、現在のままでは学校運営が立ち行かなくなる。解決方針は、

学区編成により、児童生徒数の調整を行っていく考えである。なお、学校施設の増設は市の財政状況を鑑みると、現実的ではない。解決案で挙げられるのは、資料8を基に、児童生徒数が多い地区を、クラス数に余裕がある学区に再編成することである。その際、第二中学校・第四中学校の学区だけではなく、それぞれの中学校に進学する地区の小学校の学区（大和田小、東北小、東野小、新開小等）も再編成する。今後、35人学級により教室数の不足が想定されることや、小学生の交友関係を考慮するためである。

会長 何か質問あるか。なければ、(3)その他について事務局から説明願う。

事務局 次回の審議会について、来年度の見込みに変動があった場合など調査審議の必要に応じて招集させて頂きたい。

会長 皆様から意見を頂きたい。

委員 第二中は1,000人を超えているとのことだが、現状で給食を配膳できる数は足りているのか。

事務局 給食は教員等も含めて1,000食を超えているものの、現状は足りている。

また、来年度以降給食室の工事を行い、給食室の処理能力を上げる対応をとる予定である。しかしながら、給食室を大幅に広げることが難しく、そもそも狭い給食室で大量の給食を用意する必要があるため、設備が足りない。それを解消しようとはしているが、改修しても上限は1,200食程度までしか用意できない。

全面的に校舎を建て替えるのであれば、児童生徒数も踏まえて設計もできるが、現状は今ある設備を活用して対応せざるをえない。

委員 現在、新座駅の北口で都市整理を行っている。今の住民は市外へ出ていったり、市内で引っ越したりすると思われる。土地のスペースでいうと大和田小学校の方面はかなり整理が進んでいるため、児童数も増加するのではないか。大和田小学校の児童数のひっ迫を解消する際は通学路を考慮しつつ、新開小学校等と児童数を調整していくのはいかがだろうか。

会長 現在大和田小学校は児童数のひっ迫に対して増設によって対応しているが、これ以上の増設は難しいため、今提案のあった方法も視野に入れていく。

委員 第二中学校の生徒数が増えているのはよくわかった。しかしながら、早急に対応すべきか否かという点は検討する必要があるのではないか。

委員 第四小学校は、一時期児童数がひっ迫していたが、陣屋小学校へ指定校変更等で就学先の変更があったため、現在は安定している。

以前、新座市立学校通学区域審議会で述べたが、開発行為の予定は学区や児童生徒数の参考にするべきである。かつて馬場の地域では、220世帯が380世帯になったこともあり、その時期は第四小学校の児童数が多かった。

会長 開発行為で児童数に影響を受けたというのは貴重な事実である。慎重に進めるため、参考にする。

委員 資料5は令和3年6月8日までとなっているが、それ以降も栄・池田の地域では更に開発・着工が進んでいる。資料3を見る限りは、池田小学校・第三中学校の教室数に余裕があるようだが、今後も開発行為の動向に注意していきたい。

委員 土地を手放す方が増えれば分譲住宅等が増える可能も高いので、そういった面でも開発行為には注意が必要ではないか。

また、現在小学校で35人学級が推進されている。近いうちに中学校も35人学級になるのであれば、スペースの確保も重要になるため、常に35人学級を見据えていく必要がある。

喫緊の懸念事項としては特別支援教育の拡充が挙げられる。特別支援教育を導入していない小学校は新座にもまだある。新座市だけではなく、埼玉県の問題ではあるが、そこも視野に入れて通学区域の検討を進めていく必要があると思われる。

委員 現在石神小学校は空き教室数は1つという状態であり、非常に圧迫感がある。プールの授業を行う際にも着替えるスペースを捻出するために、授業の組み方等を工夫している。

また、片山小学校は空き教室数が0である。栄小学校の特別支援学級は、パーティションで区切って1つの教室を2クラスで使用しているところもあるとのことだが、空き教室がない関係で片山小学校も同様に2教室を3学級で使用している。全く余裕がないため、放課後児童保育室やココフレンドは玄関を改造し、その奥の狭いスペースで受け入れざるを得ない状況である。

さらに、片山小学校の児童は卒業すると4つの中学校に進学先が分散する。そのため、進学先の中学校で少数派となり、ハンディキャップを負うこともあるようだ。保護者側には、進学先が4つに分散してしまうことから、学区選択制のような意識が根付いている。随時、学区選択制ではないことを話してはいるが、昔からそれに近い状況であるため、進学先で少数派となるデメリットだけではなく、「進学先が自由」という点をメリットとして捉えているようだが、やはり不安は残る。

委員 児童生徒数が徐々に増えていっている中で、第二中学校をはじめ、周囲の小中学校の人数を考えると、分散したほうがよいのではないか。しかしながら、東野小学校の児童は本来は全員第二中学校に進学する。その点は児童にとってメリットであると考えているため、通学区域の再編成に当たって、一つのコミュニティの維持も視野に入れて検討していきたい。

委員 第二中学校の生徒数のひっ迫や、給食室の改修による給食を用意できる数の上限1,000食分以下に生徒数を確実に抑えるため、通学区域の再編成は妥当であると考えます。

第二中学校は第四中学校の生徒数のおよそ2倍である。給食の件だけでなく、第二中学校はその生徒数の多さから、学びにくい環境になってしまっているのではないだろうか。そういった問題を、児童生徒数を均等にすること等に

よって解決していくことも公立学校の役割ではないか。

ただ、実現するのは難しいかもしれないが、学習環境の理想的な形としては、第四中学校の生徒数が望ましいと思われる。例えば第二中学校は生徒数が多いため、廊下でも生徒や教員がひしめき合っており、常に人と人の接触が避けられない状態である。それに対し、第四中学校はそういった状況も作り出すことはできるが、「個」の状況を作り出すことができる環境である。最終的に、全ての学校でそういった調節をできる余裕を生み出せる状況が理想的なのではないか。

副会長 例えば新堀小学校は、新堀地域から成り立っている学校であるため学校規模として大きくはなく、教室数も余裕がない。特別支援学級もパーティションで区切って対応している。1年生も2クラスではあるものの、どちらも35人であるため、一人でも転入があると3クラスになり、更に教室数を圧迫する。

それに対し、新座小学校は学校規模もある程度の大きさがあり、教室数にも余裕がある。東北小学校と新座小学校で児童数の調整ができれば、第二中学校に進学する児童が第四中学校に進学する流れを作ることができると思われる。それが、第二中学校の生徒数がひっ迫する問題の打開策になるのではないか。

会長 本日頂いた意見を参考に、次回の審議会の方針を検討していく。以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

## 6 閉会（事務局）